

横浜地域調達情報

令和6年10月1日公表 調達番号:横24219号

件名:トイレトーパー等の購入【概算総価】(伊勢佐木警察署)

見積書提出期限:令和6年10月10日(正午) 見積書提出場所:調達課 調達グループ

項番	品名	メーカー	型番・規格	同等品の可否	数量	単位	納入期限	納入場所
1	別紙のとおり						契約締結日 ～ 令和7年3月31日	伊勢佐木警察署 2階 会計課 (横浜市中区山吹町2-3) エレベーターあり

特記事項

10月1日に公表した調達情報の別紙を下記のように修正します。

項番3 型番・規格 修正前「10枚入 60袋 横550×縦800×厚0.025mm」 修正後「10枚入 60袋 横**650**×縦800×厚0.025mm」

- 1 見積金額は、各品目の消費税抜きの単価に、それぞれの概算数量を乗じた金額の合計金額(概算総価)とし、単価、総価ともに小数点以下第4位まで記載できるものとする。
- 2 見積書の余白部分に見積金額の100分の110に相当する金額を記載する(1円未満の端数が生じたときは、小数点第5位以下を切り捨て)。
- 3 契約は予定数量による単価契約を締結するものであり、数量については増減の可能性はある。
- 4 その他詳細については、別添「仕様書」による。

同等品の確認の連絡先

所属	伊勢佐木警察署
担当者	吉留
電話	045-231-0110
FAX	045-231-0110

項番	品名	メーカー	型番・規格	同等品の可否	数量	単位
1	トイレットペーパー	不問	幅114mm×長65m シングル 芯有 個包装無 1箱100個入	-	30	箱
2	ゴミ袋 90L 半透明	クリーン・アシスト	10枚入 30袋 横900×縦1000 ×厚0.035mm	可	6	箱
3	ゴミ袋 45L 半透明	クリーン・アシスト	10枚入 60袋 横650×縦800 ×厚0.025mm	可	12	箱
4	ゴミ袋 30L 透明	クリーン・アシスト	10枚入 60袋 横500×縦700 ×厚0.025mm	可	6	箱
5	食器用洗剤	サラヤ	ヤシノミ洗剤詰替用 480mL	可	40	袋
6	シャボネット石鹼液 ユム	サラヤ	18Kg 23854	可	2	箱
7	ビオレU 泡ハンドソープ	花王	本体240mL	可	24	本
8	リセッシュ除菌EX	花王	香りが残らない 本体370mL	可	36	本
9	アタックZERO	花王	ワンハンドタイプ 400g 10本入	可	2	箱
10	そよ風	ミヨシ石鹼	1100mL 9本入	可	2	箱
11	キーストック	PROACT	キーストックハンディ	可	3	個

仕 様 書

- 1 件 名
トイレットペーパー等の購入【概算総価】
- 2 契約期間
契約締結日から令和7年3月31日まで
- 3 契約方法
品目ごとの単価契約（税込）とする。
契約単価は、見積書の記載単価（税抜）に100分の10に相当する額を加算した金額とし1円未満の端数が生じる場合には、小数点第5位以下を切り捨てた後の金額とする。
- 4 品目及び数量
別紙のとおり
※数量は、過去の実績等から積算したもので、実際の購入数量については、増減の可能性がある。
- 5 納入場所
神奈川県伊勢佐木警察署（横浜市中区山吹町2-3）
- 6 発注及び納入方法
 - (1) 発注は、月に1回から2回程度、随時ファクシミリにより行うので、発注日の翌日から起算して14日以内に納品すること。ただし納入期限が「神奈川県の休日に定める条また納品は平日の午前8時30分から、午後5時までとすること。
 - (2) 納入の都度、納品書を提出することとし、下記の事項を記載すること。
 - ・納品者の表示（所在地及び法人名等）
 - ・納品先の表示（神奈川県伊勢佐木警察署長）
 - ・納品年月日
 - ・納品場所（神奈川県伊勢佐木警察署）
 - ・納品する品の品名、数量、単価、金額
 - (3) 納入にあたっては、低公害車（神奈川県庁内グリーン配送実施指針2（4）に規定する「低公害車」をいう。）を使用し、エコドライブ（同指針2（5）に規定する「エコドライブ」をいう。）を実施すること。
- 7 代金の請求
代金の請求は、1ヶ月分をとりまとめ、翌月に発注者（伊勢佐木警察署長）あての請求書を提出することにより行う。
なお、請求金額に1円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。
- 8 その他
契約品目が製造中止等の理由で納品できない場合は、事前に書面をもって同等品の申請をし、承認を得た上で納品すること。

9 契約条件の同意

本契約の締結にあたり、次の条件が付されることに同意したとみなします。

- (1) 業者調査への協力
 - (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）に基づく契約解除等
 - (3) 契約の履行遅滞に関しては、天災地変等でやむを得ないと認められる場合又は発注者側の都合による場合を除き、履行期限の翌日から起算して遅滞日数 1 日につき契約締結日の神奈川県財務規則（昭和 29 年神奈川県規則第 5 号）第 33 条第 1 項の規定に定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365 日で換算する。）を乗じて計算した違約金を徴することになります。
 - (4) 県への物品を販売する場合、原則、契約情報として、「契約相手方（法人名及び代表者氏名又は個人氏名）」などを県ホームページで公表します。
- (1) 及び (2) に係る契約条件の詳細は神奈川県ホームページ (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jk8/cnt/f100447/>) を参照してください。